

福岡工業大学研究論集」投稿規程

第1条 福岡工業大学研究論集」(以下「研究論集」という)には、福岡工業大学及び福岡工業大学短期大学部(以下「本学」という)の専任教職員の研究論文を掲載する。

2 共著者のある研究論文の場合は、著者代表が本学の専任教職員であることを要する。

3 大学院学生の博士論文・修士論文要旨を「研究論集」第1号に掲載する。

第2条 投稿論文は未発表のものに限る。

第3条 投稿論文は、別に定める『福岡工業大学研究論集』投稿の手引き』に従って作成する。

第4条 投稿論文の締切日は、第1号を5月末日、第2号を10月末日とする。

2 投稿論文はコピー1部を添えて附属図書館に提出する。

第5条 投稿論文の受理日は、論文が附属図書館に提出された日とする。

2 一旦受理された論文を投稿者が取下げ、再投稿したときは改めて投稿した日を受理日とする。

第6条 校正は投稿者が行う。

2 校正にあたっては、字句の追加・削除等原文を変更することは原則として認めない。

第7条 投稿者は1編につき別刷30部を分与される。

2 分与数を越えて必要とするときは、必要部数を原稿表紙に明記し、有料で申込むことができ

る。

3 別刷30部を必要としないときは、必要部数を原稿表紙に明記する。

第8条 本学の専任教職員は前年の4月1日から当年3月末日までに発表した学術論文・著書・学会等における講演の一覧表を各年度の第1号締切日までに提出する。

2 本学の学部学生・大学院学生及び研究生が学会等において発表した論文についても前項に準ずる。

第9条 退職後1年以内に投稿する論文については、掲載することができる。

第10条 「研究論集」に掲載された論文、抄録の著作権は、学校法人福岡工業大学に帰属する。

2 著者は、「研究論集」発行後に掲載論文を利用することができる。

第11条 この規程の改廃は、研究論集委員会の議を経て教授会に報告するものとする。

附 則

1 この規程は、平成元年3月17日から施行する。

2 平成3年6月13日一部改正

3 この規程は、平成9年11月6日から施行する。

4 この規程は、平成17年10月28日から施行し、平成17年10月19日から適用する。